

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会

令和7年3月14日

1 陳情審査

(1) 継続審査

- ①送付6-6 工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める
陳情書
- ②送付6-7 不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、
区民をはじめ多様な人が話し合って決めるまちづくりの
実現を求める陳情
- ③送付6-12 泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願い
する陳情
- ④送付6-16 千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情

2 コンプライアンス・政治倫理条例について

3 確認・報告事項

(1) 論点チェックについて [資料]

4 今後の調査の進め方について

5 その他

6 閉会中の特定事件継続調査事項について

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付 6－6

工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書

受付年月日 令和 6 年 1 月 2 9 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2024 年 1 月 29 日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 殿



工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書

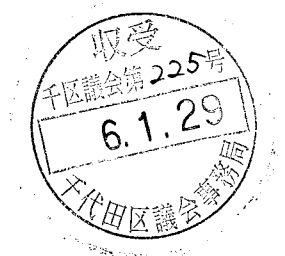
① 今般、元区議会議員及び元区職員が逮捕されるという不祥事が起きた。これに対し、議長及び区長が早々にコメントを出したが、それぞれの立場で、調査を行った上でのことなのか。千代田区の工事契約に係る不祥事に対し、調査を行い、区長および議長は、その経過及び結果を正確に区民ならびに職員に示すつもりがあるのか。

② 今、議会は、日程をこなすことを第一優先に考えているようだが、現在の時点で、議会がなすべきことなのか。今回の不祥事をそれぞれの議員はどのように受け止めているのか、また区議会として区民に対し発信するつもりがあるのか。

去る 1 月 25 日に環境まちづくり委員会を傍聴し、前代未聞の不祥事が起こったにもかかわらず、議会も行政も何事もなかったかのように進めることに違和感を覚えた。当事件は、区政全般に関わる不祥事としてとらえ、真相解明にあたるべきではないか。

③ 区議会として、区民生活に関わる審議は必要であるが、二度と不祥事を起こさないよう、どのように区政及び議会を刷新するつもりか。まずは区議会として、本来あるべき区政及び議会の姿勢を、区民及び職員に示すことが不可欠ではないか。

以上、陳情について、区議会として真摯な審議および判断を求める。



契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付 6－7

不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ
多様な人が話し合って決めるまちづくりの実現を求める陳情

受付年月日 令和 6 年 1 月 2 9 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

2024年1月29日

千代田区議会議長
秋谷 こうき 殿

不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、
区民をはじめ多様な人が話し合っ
て決めるまちづくりの実現を求める陳情

「区立お茶の水小学校・幼稚園の改築工事」に関する、国や地方自治体などによる事業発注の際に行われる競争入札において、発注機関側の公務員が入札談合に關与して、不公平な形で落札業者が決まる官製談合防止法違反の疑いで、区議會議員（逮捕同日の1月24日付で辞職したので現時点では元議員）と入札を担当する部署の元部長が警視庁に逮捕された事をニュースと新聞記事で知りました。

区長、区議會議長共に、この件に関してコメントを述べられていますが、特に、状況把握と再発防止策の結果を広く、警視庁の捜査の終了を待つまでもなく、出来得る事は今からでも準備、開始して、区民に公開の場で説明して下さい。

逮捕された区議會議員は、逮捕前の1月12日まで区議會の環境まちづくり委員会の委員長であり、秋葉原電気街の再開発（2023年10月13日に区が都市計画決定）にも携わっていたということです。

千代田区内では、日テレ「旧本社跡地開発」、神田警察通り道路整備など再開発等のまちづくりに関して、区と住民の間で決定までの話し合いの仕方や説明の場の少なさなどに疑義を持つ人達の声が耳にすることが多いです。本来、官民で目指すべきまちづくりに有って、今回の官製談合防止法違反はそれ以前の由々しき問題でもあります。

これを機会に、まちづくりに関する行政の手続きは、法的規準にのっとることだけにとどまらず、是非とも区民、区職員もとり込む形で、区内で働く人も含めた官民のあり方や様々な形の話し合いの場のあり方等を考えて頂きたいと思ひます。そして、新しく、ユニークな発想を持って、誇れる千代田区のまちづくりのための規範づくりに、区民に見える形で取り組み、私たちに示して頂きたいです。

以上



契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付 6－1 2

泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情

受付年月日 令和 6 年 1 月 3 0 日

陳 情 者 提 出 者 1 名

令和6年1月30日

千代田区議会議長

秋 谷 こうき 様



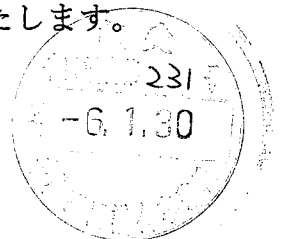
泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情

先般、官製談合の疑いで千代田区議会議員と元職員が逮捕されました。

これは大きな衝撃であり、一方ではやっとこの時がきたと心弾ませる事態でもありました。

ただ我々区民はこれだけで終わったとは思いたくありません。千代田区内各所に起きている諸問題から考えますと、それぞれに不正の臭いがしてなりません。今、この時こそ、私たちの目の届かない所で行われてきた何かを見つけ出す絶好の機会です。

つきましては、委員会並びに議会において、不正という名で泥沼にはまっている何かを見つけるべく、更なる調査をお願いいたしたく、ここに陳情いたします。



契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 送付 6 - 1 6

千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情

受付年月日 令和 6 年 3 月 1 2 日

陳 情 者	提 出 者	1 名
	署 名 者	4 7 名
	計	4 8 名

千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情

2024年 8 月 12 日

千代田区議会議長 秋谷 こうき様

陳情者

(他 47 名)

〔陳情趣旨〕

千代田区議会議員(当時)と元部長が官製談合防止法違反容疑で逮捕されました。区の公共工事において、公正性・透明性・競争性が求められる入札をゆがめてきたことは、区民に対する重大な裏切り行為です。真相解明とともに再発防止策が急がれます。

有効な再発防止策のひとつが政治倫理条例です。区議会でも区議会議員の政治倫理条例の必要性を繰り返し議論してきたと聞いております。しかし今日まで制定されていません。

政治倫理条例の目的は「議員の政治倫理に関する基本となる事項を定め、その政治倫理の確立を図り、もって区民に信頼される公正で開かれた議員活動の展開に寄与する」(『仮称』千代田区議会議員政治倫理条例に関する決議) 2011 年 10 月 5 日議決)ことです。こうした条例が制定されていたら、今回のような議員の不当要求を避けられたのではないのでしょうか。そう考えると残念でなりません。

区議会議員政治倫理条例を制定できるのは区議会だけです。条例制定を先延ばしにすることは許されません。

〔陳情項目〕

区議会議員政治倫理条例を制定すること。



氏 名	住 所

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

大項目	中項目	小項目	前回(11/27)の委員会までの確認事項	取扱	前回(1/22)までの委員会確認事項
1. 区議会にて実施すること		①コンプライアンス研修の受講 ※議会活動条件整備等検討会で 8/26 実施あり	今後、どのタイミングで実施していくか。(例えば 4 年に 1 回など)	済	・ 当委員会で研修会を開催することとし、資料提供も含め速やかに準備を進める。 ・ ①②④との同時開催も含め検討する。 ・ 令和 7 年 1 月 22 日コンプライアンス・政治倫理研修会開催
		②政治倫理条例の策定	検討(特別職も対象とするか含め)するのであれば、適切な委員会に送ることによりか。	済	・ 当委員会において、政治倫理条例の勉強会を開催する。 ・ 令和 7 年 1 月 22 日コンプライアンス・政治倫理研修会開催
		③議員への意識調査の実施	実施するか否か、実施する場合の内容はどうするか。 【案】コンプライアンス上の認識を問うもの、職員アンケートと同様のものなど	済	コンプライアンス研修を優先に行うものとし、実施見送り。
		④議会全体の問題 ✓議会のあり方を見直す必要がある。	住民の声を議会として聞く場を設けること、議会基本条例の策定を検討するかどうか。	未	今後の当委員会において、議会基本条例の勉強会を開催することを検討する。
2. 区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項	(1)コンプライアンス・倫理について	①公益通報制度の不備 ✓利用されていない、通報者を守れていない可能性がある。	区側で職員等公益通報制度の見直しをする⇒進捗を確認していくということによりか。	済	公益通報制度の進捗については、しかるべき委員会に適宜報告するものとする。
		②対策について ✓多面的評価(フィードバック)実施にあたり、評価と紐づけては。特別職も対象にすべきでは。	(答弁)評価制度とは紐づけないが、特別職も対象とする。	済	しかるべき委員会に適宜報告するものとする。
		✓依命通達の議員対応報告書の対象は。業務の妨げにならないか。	(答弁)特別職以外のすべての職員が対象。議員との対応を個人任せではなく組織で対応していくことが目的であり、業務に支障はないと考えている。	済	
	(2) 契約制度について	③入札制度における不備 ✓入札最低価格を知ることができる仕組みに不備があるのではないか。 ✓千代田区施行能力・地域貢献審査型総合評価方式に不備があるのではないか。 ✓契約情報の公開方法が不十分なのではないか。 ✓入札監視委員会が機能していないのではないか。	区側で入札制度の見直しをする。⇒ 進捗を確認していくということによりか。	済	・ しかるべき委員会に適宜報告するものとする。 ・ 入札制度の見直しにあたり、執行機関から議員にも共有できるマニュアル等を情報提供する。

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

大項目	中項目	小項目	前回(11/27)の委員会までの確認事項	取扱	前回(1/22)までの委員会確認事項
2. 区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項	(3)対応等の確認、報告書の正当性について	④対応などの状況確認 ✓区はどのような検討体制を取り、報告書を取りまとめたのか。	(答弁)まず、1月29日に区の検討委員会を立ち上げた。その後、官製談合の問題であるため、コンプライアンスに強い弁護士、公正取引委員会のOBに依頼をして有識者会議を2月7日に設置。検討委員会の検討に対し、有識者からご意見を頂いた。	済	
		✓判決が終わった現在、弁護士ではなく、区にもヒアリング結果等を出せないという守秘義務があるのか？	(答弁)弁護士は、弁護士法に記載された義務として守秘義務がある。またヒアリングにあたっては区にも話さないということを前提に関係者が話してくれているので、区につぶさな記録はない。	済	
		✓アンケートの対象者はどのように決めたのか。記名式とした理由は。	(答弁)対象は、議員や事業者との接触が多い管理監督職、係長級以上の職員を対象とした。記名式にしたのは、職員にうわさや伝聞ではなく責任をもって回答してほしいということと、その後のヒアリングにつなげるため。弁護士からの助言もあった。	済	
		⑤正当性(公正・中立)があるかどうか ✓なぜ第三者委員会を設置しなかったか。有識者会議と第三者委員会の違いを認識しているか。	(答弁)日弁連の指針に基づいている。第三者委員会は違法事案が発生した場合にその調査を行う必要がある場合に、弁護士などの専門家を交えて第三者のみで調査するもの。有識者会議は、第三者と当事者、本件では区の職員を交え、調査を終えた後に再発防止等を議論するもの。今回は、警察の捜査が済んでおり、再発防止対策に取り組むことが大事と考え、有識者会議とした。	済	・委員会として確定記録請求手続きを行う。 ・確定記録確認以上の調査は行わない。 ・閲覧結果が確認できるまでは、委員会としての取りまとめは行わない。

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

大項目	中項目	小項目	前回(11/27)の委員会までの確認事項	取扱	前回(1/22)までの委員会確認事項
2. 区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項	(3)対応等の確認、報告書の正当性について	【11/27 追記】 ✓日弁連の指針に基づいているとの答弁だが、有識者会議の第三者の弁護士は、以前から関わっていた。警察の捜査が終わっているので問題ないと言っているが、2月7日に有識者会議を設置している。会議室で捜査が終わったのが3月29日。捜査が終わる前に委嘱している。	(答弁)警察の捜査終了ということではなく、警察が十分な捜査を行った後という趣旨。1月24日に元議員と元職員が逮捕された時点で、警察は十分な捜査を行った上で逮捕に至ったと考えており、時系列的な矛盾はない。弁護士の第三者性は、日弁連の指針を参考に実施している。第三者の検証の仕方は様々なやり方があるということで記載されている。有識者会議の弁護士は、今回の事件に全く関わっていないので、利害関係者ではない。	済	区と委員の見解相違で折り合うことは難しいため、それぞれの質疑をもって終了とする。 【12/25 追記】 見解の相違ではなく、見解が乖離している等、意見が分かれたため、次回の委員会で執行機関に質疑を行うこととなった。 【1/22追記】 令和7年1月22日の質疑をもって終了とする。
		【11/27 追記】 ✓今回委嘱した弁護士は、地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針の利害関係者に当たる。	(答弁)当事者から相談、意見照会等を受けたものが利害関係者に該当するとのことについては、指針で言う相談は、一般的な相談ではなく、さらに踏み込んだ内容、今回の事件を踏まえた上で様々な事実を開示して相談し、弁護士がいろいろ知った上で、相談に至ったときに関係者として問題があるという規定と理解している。一度でも相談をするとその弁護士に委託できないということになれば、誰か分からない人に委嘱しなければならず、適切な事務執行はできないと考える。		
		✓区の委員会メンバーに当事者がいるが、選出が適切であったか。	(答弁)区の検討委員会メンバーは役職で選任していた。3月末に警察の捜査が終了したため、4月以降に弁護士のヒアリングを実施した。当該職員については、4月4日に書類送検をして初めて知った。	済	
		✓事前に相談していた弁護士を有識者として、更にアンケート設計やヒアリングを委託することに問題はないか。	(答弁)11月8日に初めて相談。区と委託契約を締結しているので雇用関係はない。また、区の職員を弁護するために選任されたものではないので、報告書等の正当性に問題はない。ヒアリング調査等の委託契約は令和5年度分で600万円、追加のヒアリングや報告書の作成業務として令和6年度分で100万円支払った。	済	
		✓弁護士はどのように選んだのか。	(答弁)談合などの経済事件の見識や検事経験などの経歴を考慮して適切であると考え、区長名で委嘱した。	済	
		✓職員アンケートをそのまま出さずに加工していることに対して、恣意的にならないか。	(答弁)秘密保持のため、他の自治体を参考に検討委員会として取りまとめた。検討委員会、有識者会議以外の目的では使用しないと利用目的を限定し、集計・分析を行う職員も限定している。	済	
		✓落札率99%以上の契約において違法な入札がなかったか。	(答弁)他の案件については、入札監査委員会の先生にも台帳を見て頂いており、ご議決も頂いているので問題ないと考えている。	済	

契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会 論点チェックリスト

大項目	中項目	小項目	前回(11/27)の委員会までの確認事項	取扱	前回(1/22)までの委員会確認事項
2. 区の作成した報告書・対策案に対する確認・指摘事項	(3)対応等の確認、報告書の正当性について	✓該当の元部長は当時上司であった前副区長の命令によると主張しているが、その証言をどのようにとらえているか。	(答弁)裁判所の被告人の証言は偽証に問われないため、あくまで本人の主張と考える。また、捜査等で認定されたのは判決文のうちの罪となるべき事実の部分であり、量刑の理由にかかれているものは、「本人がそのように述べたが斟酌する余地はない」と結論づけているので、事実ではないという認識。裁判官が事実として確認したものは、罪となるべき事実に記載されるものだというのが、今回相談した弁護士の見解。	済	
		✓「前副区長の関与」について、公判内容と報告書で異なる。確定記録の確認が必要。	事務局にて確定記録の閲覧が可能か確認中	未	【12/25 追記】 令和6年12月18日、小野委員長、はやお委員、事務局職員により、東京地方検察庁宛に「保管記録閲覧請求書」を提出し、同庁の回答待ち。
		【11/27 追記】 ✓当委員会の委員が個人的に確認したところ、刑事裁判で量刑判断に用いる判決書記載の事実も裁判所は認定したものだとして3人の弁護士が言っている。事実認定している。	(答弁)裁判所は今回の判決の中で、罪となるべき事実でどういった犯罪があったのかということを認定している。その中では、元副区長等はここには一切出てこないことから、裁判所は、元副区長についての犯罪事実の認定はしていないと認識しており、判決の読み方については弁護士に確認している。元副区長は書類送致すらされていないことから、新たに犯罪があったというような判断はしていない。	未	
		✓前副区長や該当職員、事業者を対象にヒアリングを行ったのか	(答弁)ヒアリングには元副区長も含まれているが、事業者は対象にしていない。	済	